

自己資本の充実の状況
編

自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	平成26年度	経過措置による 不算入額
コア資本にかかる基礎項目（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	1,221,169	
うち、出資金及び資本準備金の額	143,101	
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額	1,083,543	
うち、外部流出予定額（△）	4,252,690	
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 1,222	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	30,391	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	30,391	
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
うち、回転出資金の額		
うち、上記以外に該当するものの額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	301,786	
コア資本にかかる基礎項目の額（イ）	1,553,347	
コア資本にかかる調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		824
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		824
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る十パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		

自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	1,553,347	
リスク・アセット等（三）		
信用リスク・アセットの額の合計額	9,298,131	
うち、経過措置によるリスク・アセットの額に算入される額の合計額	▲ 368,343	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）	824	
うち、繰延税金資産		
うち、前払年金費用		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	▲ 1,039,803	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差異に係るものの額	670,635	
うち、上記以外に該当するものの額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	630,187	
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（二）	9,928,319	
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（二））	15.64%	

自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	平成25年度	項 目	平成25年度
出 資 金	145,220	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	
うち後配出資金		負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	
回 転 出 資 金		期限付劣後債務及びこれに準ずるもの	
再 評 価 積 立 金		非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	
資 本 準 備 金		基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー(ファンドのうち裏付資産を把握できない資産を含む。)及び信用補完機能を持つIOスリップス(告示第223条を準用する場合を含む。)	
利 益 準 備 金	301,336	控 除 項 目 不 算 入 額	
任 意 積 立 金	574,526	控 除 項 目 計 (D)	
		自己資本額(C - D) (E)	1,508,091
次 期 繰 越 剰 余 金 (又は次期繰越損失金)	155,955	資産(オン・バランス)項目	8,850,913
処 分 未 済 持 分	▲ 1,074	オフ・バランス取引等項目	
その他有価証券の評価差損	—	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	635,059
営 業 権 相 当 額		リスク・アセット等計(F)	9,485,973
企業結合により計上される無形固定資産相当額			
証券化取引により増加した自己資本に相当する額		T i e r 1 比 率 (A / F)	12.39%
基 本 的 項 目 (A)	1,175,963	自 己 資 本 比 率 (E / F)	15.89%
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	302,260		
一 般 貸 倒 引 当 金	29,866		
負債性資本調達手段等			
負債性資本調達手段			
期限付劣後債務			
補完的項目不算入額			
補 完 的 項 目 (B)	332,127		
自己資本総額(A + B) (C)	1,508,091		

- (注) 1. 農協法第11条の2項1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しており、平成25年度は旧告示(バーゼルII)に基づく単体自己資本比率を記載しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。
4. 平成25年度については、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示(平成24年金融庁・農水省告示第13号)」に基づき基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他有価証券の評価差損」は「—」(ハイフン)で記載しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	平成25年度			平成26年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び 中央銀行向け						
我が国の地方公共団体向け	2,402,890			2,033,964		
地方公共団体金融機構向け						
我が国の政府関係機関向け						
地方三公社向け	160,838	32,167	1,286	59,965	11,993	479
金融機関及び第一種金融 商品取引業者向け	20,140,723	4,244,919	169,796	21,531,910	4,306,382	172,255
法人等向け	211,628	211,628	8,465	192,565	192,565	7,702
中小企業等向け及び 個人向け	54,622	30,890	1,235	69,872	38,509	1,540
抵当権付住宅ローン	3,800,189	1,317,320	52,692	4,530,068	1,573,968	62,958
不動産取得等事業向け						
三月以上延滞等	39,018	24,012	960	58,382	34,881	1,395
信用保証協会等 による保証付	666,611	66,365	2,654	660,839	65,666	2,626
共済約款貸付	5,494			6,735		
出資等	488,796	488,796	19,551	66,744	66,744	2,669
他の金融機関等の対象資 産調達手段				693,202	1,733,006	69,320
特定項目のうち調整項目に 算入されないもの						
複数の資産を裏付とする資 産(いわゆるファンド)のうち、 個々の資産の把握が困難 な資産						
証券化						
経過措置によりリスク・アセ ットの額に算入・不算入とな るもの				—	▲ 368,343	▲ 14,733
上記以外	2,534,539	2,434,811	97,392	1,731,391	1,642,757	65,710
標準的手法を適用するエク スポージャー別計				31,635,644	9,298,131	371,925
CVAリスク相当額÷8%				—		
中央清算機関関連エクスポ ージャー						
信用リスク・アセットの額 の合計額				31,635,644	9,298,131	371,925
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 (基礎的手法)	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	
	635,059	25,402		630,187	25,207	
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%		リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%	
	9,485,973	379,438		9,928,319	397,132	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目(無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等)及び土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>
(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額 ÷8%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

信用リスクに関する事項

標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

	平成25年度					平成26年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債権	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債権	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	30,505,353	8,895,271			39,018	31,635,644	9,058,258			58,382
国外										
地域別残高計	30,505,353	8,895,271			39,018	31,635,644	9,058,258			58,382
法人	農業									
	林業									
	水産業									
	製造業									
	鉱業									
	建設・不動産業									
	電気・ガス・熱供給・水道業									
	運輸・通信業									
	金融・保険業	20,142,118	270,968				21,807,343	270,902		
	卸売・小売・飲食・サービス業	198,689	198,689				671,836	182,791		
	日本国政府・地方公共団体									
上記以外	3,125,952	2,637,156				2,160,416	2,160,416			
個人	5,793,951	5,788,456			39,018	6,450,883	6,444,148			58,382
その他	1,244,641					545,165	0			
業種別残高計	30,505,353	8,895,271			39,018	31,635,644	9,058,258			58,382
1年以下	19,893,588	130,255				21,461,745	45,920			
1年超3年以下	302,568	302,568				196,275	196,275			
3年超5年以下	440,333	440,333				623,656	623,656			
5年超7年以下	711,595	711,595				835,799	835,799			
7年超10年以下	1,438,511	1,438,511				883,255	883,255			
10年超	5,794,651	5,794,651				6,355,483	6,355,483			
期限の定めのないもの	1,924,104	77,355				1,279,428	117,867			
残存期間別残高計	30,505,353	8,895,271				31,635,644	9,058,258			
平均残高計	28,385,607	8,607,820				30,082,053	8,936,758			

(注) 1.信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2.「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3.「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

4.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

5.「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

信用リスクに関する事項

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	平成25年度				平成26年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	28,456	29,866		28,456	29,866	29,866	30,391		29,866	30,391
個別貸倒引当金	39,520	35,006		39,520	35,006	35,006	32,215		35,006	32,215

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分	平成25年度					平成26年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他				目的使用	その他			
国 内	39,520	35,006		39,520	35,006		35,006	32,215		35,006	32,215	
国 外												
地域別計	39,520	35,006		39,520	35,006		35,006	32,215		35,006	32,215	
法人	農業											
	林業											
	水産業											
	製造業											
	鉱業											
	建設・不動産業											
	電気・ガス・熱供給・水道業											
	運輸・通信業											
	金融・保険業											
	卸売・小売・飲食・サービス業											
	日本国政府・地方公共団体											
	上記以外											
	個 人	39,520	35,006		39,520	35,006		35,006	32,215		35,006	32,215
業種別計	39,520	35,006		39,520	35,006		35,006	32,215		35,006	32,215	

(注) 貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用リスクに関する事項

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位：千円)

		平成25年度			平成26年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 勘案 後 削減 効果	リスク・ウエイト0%		2,544,241	2,544,241		2,175,163	2,175,163
	リスク・ウエイト2%						
	リスク・ウエイト4%						
	リスク・ウエイト10%		663,652	663,652		656,660	656,660
	リスク・ウエイト20%		20,031,989	20,031,989		21,596,406	21,596,406
	リスク・ウエイト35%		3,770,438	3,770,438		4,503,320	4,503,320
	リスク・ウエイト50%		15,483	15,483		15,015	15,015
	リスク・ウエイト75%		41,187	41,187		51,346	51,346
	リスク・ウエイト100%		3,429,490	3,429,490		3,304,296	3,304,296
	リスク・ウエイト150%		8,870	8,870		4,895	4,895
	リスク・ウエイト200%						
	リスク・ウエイト250%						
	その他						
リスク・ウエイト1250%							
計			30,505,353	30,505,353		32,307,104	32,307,104

- (注) 1.信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2.「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 3.経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 4.1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。
- 5.平成25年度の「1250%」の項目には、自己資本控除とした額を記載しています。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

	平成25年度			平成26年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け						
我が国の政府関係機関向け						
地方三公社向け						
金融機関及び第一種金融 商品取引業者向け						
法人等向け						
中小企業等向け及び個人向け	6,190			10,690		
抵当権付住宅ローン						
不動産取得等事業向け						
三月以上延滞等						
証券化						
中央清算機関関連						
上記以外	5,039			3,934		
合計	11,229			14,625		

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「該当する取引はございません。」

証券化エクスポージャーに関する事項

「該当する取引はございません。」

出資等エクスポージャーに関する事項

出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等の評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	平成25年度		平成26年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場				
非上場	488,796	488,796	489,044	489,044
合計	488,796	488,796	489,044	489,044

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

「取扱いはございません。」

貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

「取扱いはございません。」

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

「取扱いはございません。」

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金融機関が保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスク量を見るものです。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- ・市場金利が上下に2%変動した時（ただし0%を下限）に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として毎月算出しています。
- ・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。
- ・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量} (\Delta)$$

算出した金利リスク量は毎月経営層に報告するとともに、四半期ごとにALM委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	326	413